

広島県告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年四月九日

広島県知事 横 田 美 香

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 （委託期間）
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	広島市中区大手町四丁目二番一六号	令和八年三月三十一日	広島県立総合技術研究所林業技術センターにおける使用料徴収事務	令和八年四月一日 （令和八年四月一日） 令和九年三月三十一日